

新旧対照表

※下線部が改正箇所

(施行日：令和元年6月14日)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都計法の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。<u>以下「令」という。</u>）及び都計法の例による。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(既存の建築物に対する制限の緩和)</u></p> <p>第3条の2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、<u>当該建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合で、用途変更後の別表第2第1項に掲げる用途に供する部分の容積率が基準時（当該建築物について、<u>法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定の適用を受けない期間の始期をいう。</u>）におけるその部分の容積率を超えないときは、<u>法第87条第3項の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、準用しない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(用途の変更に係る条例の規定が準用されない類似の用途の特例)</u></p> <p>第3条の3 <u>令第137条の19第3項の規定により条例で指定する第3条第1項の規定を準用しない類似の用途は、当該建築物が別表第2第1項に掲げるいずれかの用途である場合において、同項に掲げる他の用途とし、これら以外の用途の変更については、法第87条第3項に基づき、第3条第1項の規定を準用する。</u></p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>